

公共工事の前払金使途拡大の恒久化について

前払金は、建設業者の着工資金を確保し工事の円滑・適正な施工を確保するための制度で、その使途は地方自治法により限定されておりますが、平成28年度より国において、特例措置としてその使途拡大をしています。

本市においても、建設工事の前払金については、平成28年度から時限的特例措置として国県と同様に使途拡大して運用をしてきました。この度、国土交通省より令和7年度より恒久化する旨の通知を受け、本市においても特例措置を恒久化します。

○対象となる前払金

平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金となります。

（請負金額500万円以上の建設工事で、保証事業会社と保証契約を締結したもの）

○使途拡大の内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

ただし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。

また、既に請負契約を締結した工事であって前払金の使途を拡大していないものについては、必要に応じて発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、前払金の使途の範囲を拡大するものとします。

【問合せ先】 笠間市役所 財政課 契約検査室 Tel.0296-77-1101（内線 219・220）